

令和5年3月吉日

各町会長 様

豊島区選挙管理委員会
事務局長 増子 嘉英
(公印省略)

「豊島区議会議員選挙・豊島区長選挙」のお知らせ（依頼）

及び衆議院小選挙区の区割り変更について

日頃より、選挙執行に多大なるご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
以下の二点につきまして、ご依頼およびご説明いたします。

1. 「豊島区議会議員選挙・豊島区長選挙」のお知らせ（依頼）

本年4月に豊島区議会議員選挙・豊島区長選挙が執行される予定です。選挙周知のため、別紙のポスターを作成いたしましたので、お手数をおかけいたしますが、町会の掲示板への掲示を投票日当日までお願いいたします。

万一、数に不足がございましたら、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。別途郵便等でお送りいたします。

また、今回の選挙では、下記の投票区の投票所が変更となる予定です。後日、広報として選挙特集号やホームページ等でもお知らせいたします。

投票区	新投票所	旧投票所	備考
期日前投票所	区民ひろば長崎 複合施設	西部区民事務所 併設仮設投票所	改修工事のため
第3投票区	池袋第一小学校	区民ひろば上池袋	改修工事終了のため

※前回（令和4年7月10日執行）：参議院議員選挙比較

2. 衆議院小選挙区の区割り変更について

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区を改定する法律が令和4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されました。この改正により、豊島区はこれまで「東京10区」と「東京12区」に分かれていましたが、区内全域が「東京10区」となりました。

令和4年12月28日以降に執行される衆議院議員総選挙から新しい区割りで選挙が行われます。

【問合せ先】選挙管理委員会事務局
直通電話 4566-2821

豊島区議会議員選挙・豊島区長選挙

投票日 4月23日（日）午前7時～午後8時

選挙のお知らせを4月14日頃に郵便で発送します

「選挙のお知らせ」が届かない、もしくは紛失したなどの場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できます。投票所で係員にお申し出ください。

【投票できる方】①～④すべてにあてはまる方。

- ① 日本国籍の方
- ② 生年月日が平成17年4月24日以前の方
- ③ 令和5年1月15日以前に豊島区に転入届出をした方
- ④ 投票する日現在、選挙人名簿に登録されている方

※豊島区外に転出した方は投票できません。

投票所にお越しの際は、感染症対策にご協力ください。

ご自分でお持ちいただいた鉛筆やペンでも投票用紙に記入することができます。

【期日前投票所】 期日前投票所によって投票できる時間が異なります。

※期日前投票所は変更になる可能性があります。

期日前投票所 会場	開設期間	開設時間
区役所本庁舎 南池袋2-45-1 8階	4月17日（月） ～4月22日（土）	午前8時30分 ～午後8時
南大塚地域文化創造館 南大塚2-36-1 1階 第5会議室		
区民ひろば長崎複合施設 長崎2-27-18 1階		
西武池袋本店 南池袋1-28-1 別館2階	4月17日（月） ～4月22日（土）	午前10時 ～午後8時
東武百貨店池袋本店 西池袋1-1-25 6階 1番地		午前10時 ～午後7時



衆議院小選挙区の区割りが 25都道府県140選挙区で変わります。

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

定数が増加する団体

埼玉県（15→16）
千葉県（13→14）
東京都（25→30）
神奈川県（18→20）
愛知県（15→16）

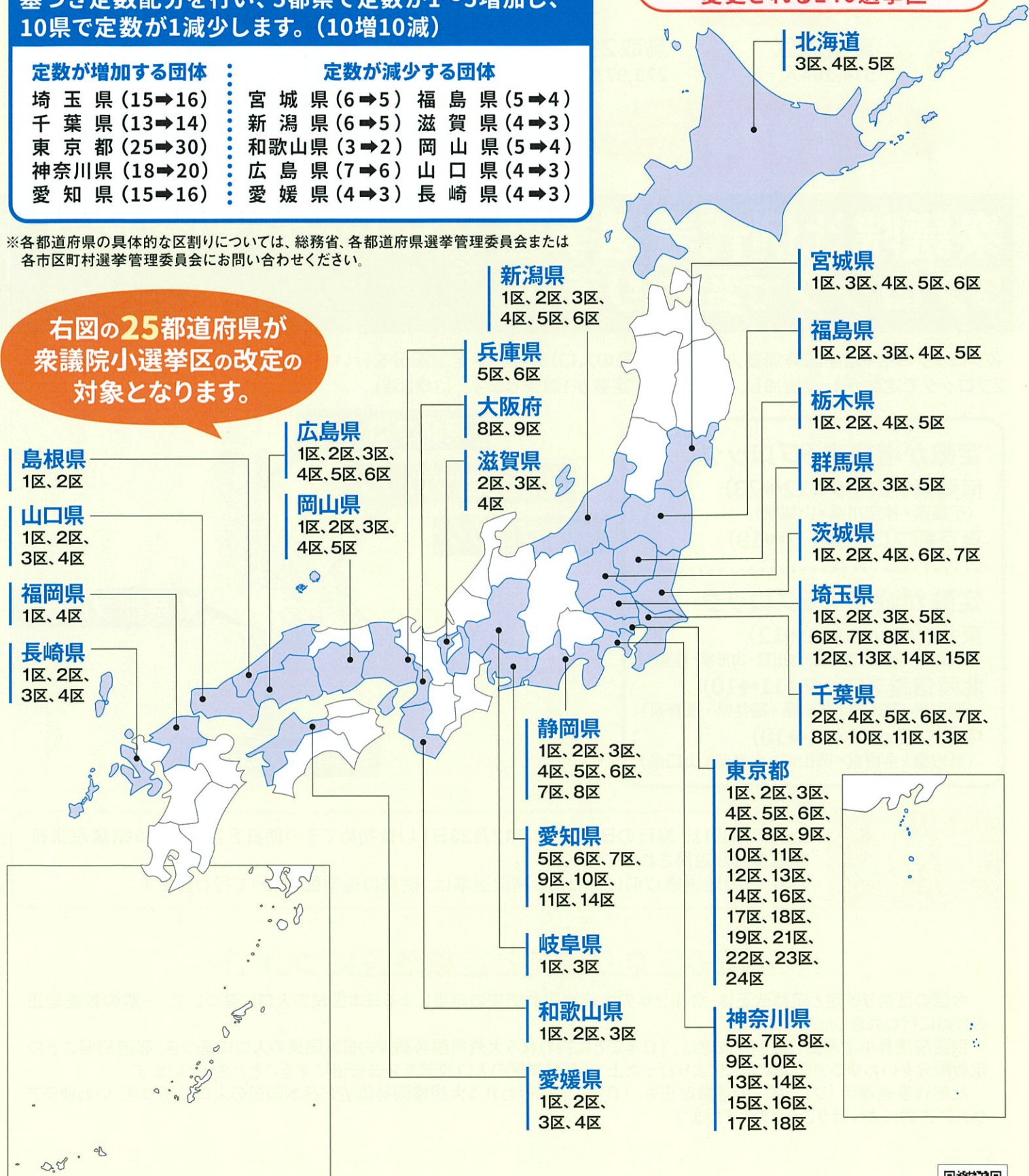
定数が減少する団体

宮城県（6→5） 福島県（5→4）
新潟県（6→5） 滋賀県（4→3）
和歌山県（3→2） 岡山県（5→4）
広島県（7→6） 山口県（4→3）
愛媛県（4→3） 長崎県（4→3）

※各都道府県の具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

右図の25都道府県が
衆議院小選挙区の改定の
対象となります。

今回の区割り改定により
変更される140選挙区



※今回の衆議院小選挙区の改定内容を記載した地図を、総務省ホームページ

⇒https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html に掲載しています。



■改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数 (令和2年日本国民の人口)

改定前 **23** 選挙区

改定後 **0** 選挙区

■改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)

改定前

最大 東京22区 574,264人 **最小** 鳥取2区 273,973人

2.096 倍

改定後

最大 福岡2区 547,664人 **最小** 鳥取2区 273,973人

1.999 倍

衆議院比例代表選挙区(ブロック)別定数が5ブロックで変わります。

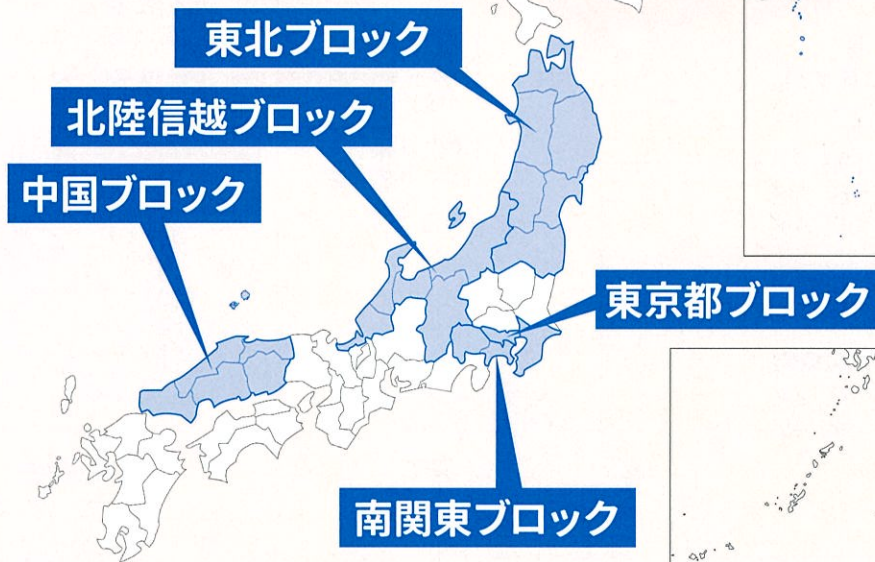
各ブロックの令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、2ブロックで定数が1~2増加し、3ブロックで定数が1減少します。(3増3減)

定数が増加するブロック

南関東ブロック (22⇒23)
(千葉県・神奈川県・山梨県)
東京都ブロック (17⇒19)

定数が減少するブロック

東北ブロック (13⇒12)
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
北陸信越ブロック (11⇒10)
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)
中国ブロック (11⇒10)
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)



適用は

上記の改正は、施行の日(令和4年12月28日)以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。
なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

～今回の区割り改定と定数改正について～

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差は正のために行われました。

衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ごとの定数配分をいわゆるアダムズ方式により行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。

比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、いわゆるアダムズ方式により行うこととされています。



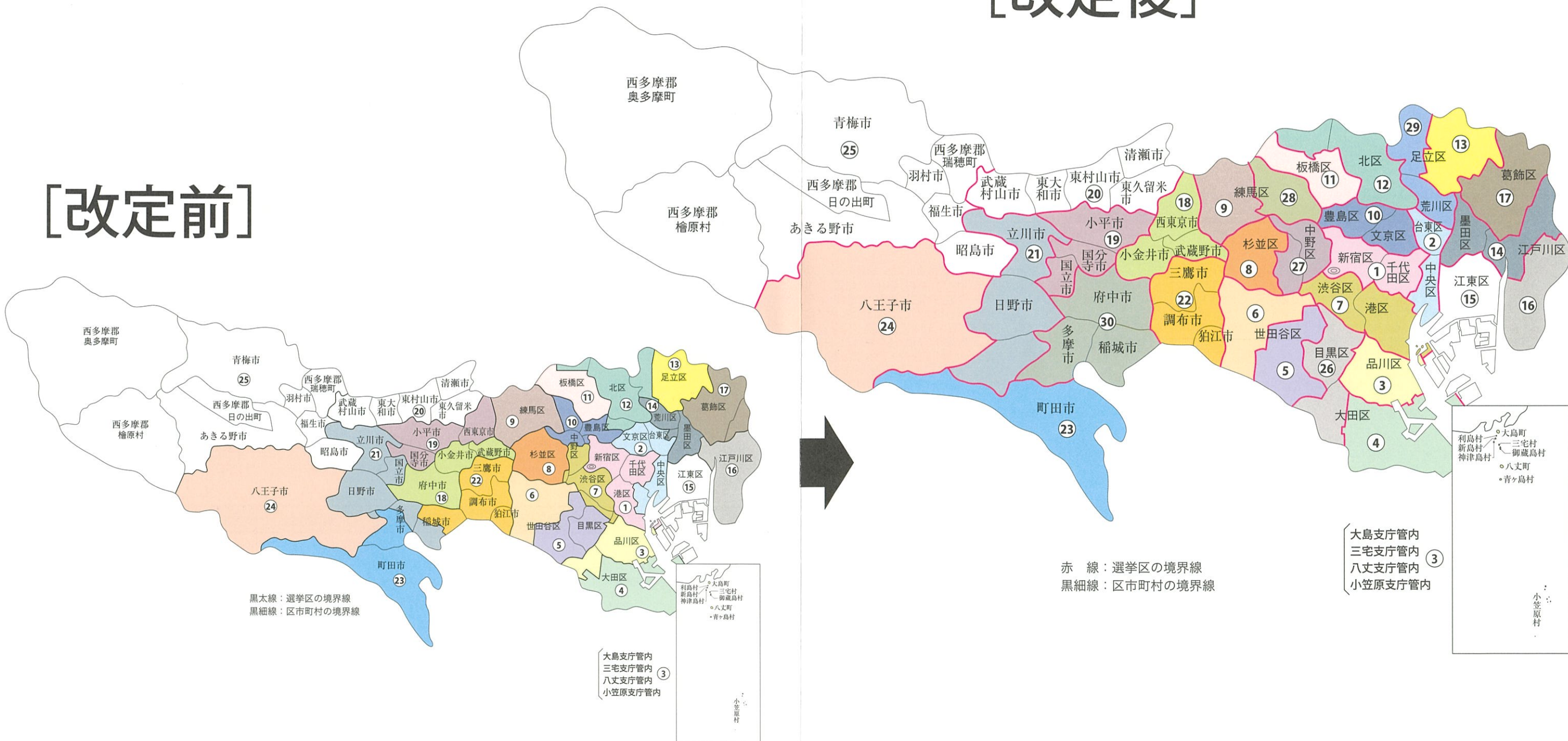
総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

東京都

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定後]

[改定前]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

新選挙区												
第1区	第2区	第3区	第4区			第5区	第6区	第7区	第8区			
千代田区 新宿区	中央区 台東区	品川区 東京都大島支庁管内 東京都三宅支庁管内 東京都八丈支庁管内 東京都小笠原支庁管内	大田区 大田区大森東特別出張所管内 大田区大森西特別出張所管内 大田区入新井特別出張所管内 大田区馬込特別出張所管内 大田区池上特別出張所管内 大田区新井宿特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内(池上3丁目に属する区域に限る。) 大田区糎谷特別出張所管内 大田区羽田特別出張所管内 大田区六郷特別出張所管内 大田区矢口特別出張所管内(矢口2丁目(1番、13番、14番、27番、28番)及び矢口3丁目(1番、8番)に属する区域に限る。) 大田区蒲田西特別出張所管内 大田区蒲田東特別出張所管内			世田谷区 池尻まちづくりセンター管内 太子堂まちづくりセンター管内 若林まちづくりセンター管内 上町まちづくりセンター管内 下馬まちづくりセンター管内 上馬まちづくりセンター管内 代沢まちづくりセンター管内 奥沢まちづくりセンター管内 九品仏まちづくりセンター管内 等々力まちづくりセンター管内 上野毛まちづくりセンター管内 用賀まちづくりセンター管内 二子玉川まちづくりセンター管内 深沢まちづくりセンター管内	世田谷区 第5区に属しない区域	港区 渋谷区	杉並区 下高井戸1丁目～5丁目、永福1丁目(2番から44番まで)、永福2丁目～4丁目、浜田山1丁目～4丁目、大宮2丁目(5番から18番まで)、高円寺南2丁目～4丁目、高円寺北2丁目～4丁目、阿佐谷南1丁目～3丁目、阿佐谷北1丁目～6丁目、天沼1丁目～3丁目、本天沼1丁目～3丁目、成田西1丁目～4丁目、成田東1丁目～5丁目、荻窪1丁目～5丁目、南荻窪1丁目～4丁目、上荻1丁目～4丁目、西荻南1丁目～4丁目、西荻北1丁目～5丁目、今川1丁目～4丁目、清水1丁目～3丁目、桃井1丁目～4丁目、井草1丁目～5丁目、下井草1丁目～5丁目、上井草1丁目～4丁目、善福寺1丁目～4丁目、松庵1丁目～3丁目、宮前1丁目～5丁目、久我山1丁目～5丁目、高井戸東1丁目～4丁目、高井戸西1丁目～3丁目、上高井戸1丁目～3丁目			
第9区			第10区	第11区			第12区	第13区			第14区	
練馬区 貴井4丁目(28番、29番4号、29番8号から29番22号まで、30番9号、30番10号、44番から46番まで、47番18号から47番48号まで、47番50号から47番52号まで)、高松6丁目、土支田1丁目～4丁目、富士見台1丁目、富士見台2丁目、富士見台3丁目(20番6号から20番10号まで、38番から46番まで、47番5号から47番7号まで、55番6号から55番17号まで、56番から63番まで)、富士見台4丁目、南田中1丁目～5丁目、高野台1丁目～5丁目、谷原2丁目～6丁目、三原台1丁目～3丁目、石神井町1丁目～8丁目、石神井台1丁目～8丁目、下石神井1丁目～6丁目、東大泉1丁目～7丁目、西大泉町、西大泉1丁目～6丁目、南大泉1丁目～6丁目、大泉町1丁目～6丁目、大泉学園町1丁目～9丁目、関町北1丁目～5丁目、関町南1丁目～4丁目、上石神井南町、立野町、上石神井1丁目～4丁目、関町東1丁目、関町東2丁目			文京区 豊島区	板橋区 本庁管内 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、坂下1丁目(1番から26番まで、28番)、東坂下1丁目、小豆沢1丁目～4丁目、西台1丁目～4丁目、中台1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目 東京都板橋区赤塚支所管内			北区 板橋区 第11区に属しない区域	足立区 青井1丁目～6丁目、足立1丁目～4丁目、綾瀬1丁目～7丁目、梅島1丁目～3丁目、梅田1丁目～8丁目、大谷田1丁目～5丁目、加平1丁目～3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目～4丁目、神明1丁目～3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目～3丁目、千住1丁目～5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目～7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目～5丁目、東和1丁目～5丁目、中川1丁目～5丁目、西綾瀬1丁目～4丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西加平1丁目、西加平2丁目、西保木間1丁目～4丁目、花畑1丁目～8丁目、東綾瀬1丁目～3丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目～4丁目、日ノ出町、平野1丁目～3丁目、保木間1丁目～5丁目、保塚町、南花畑1丁目～5丁目、六木1丁目～4丁目、谷中1丁目～5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目～3丁目、六町1丁目～4丁目			墨田区 江戸川区 本庁管内 中央4丁目、松島1丁目～4丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、興宮町、上一色1丁目～3丁目、本一色1丁目～3丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内	
第16区	第17区	第18区	第19区	第21区	第22区	第23区	第24区	第26区	第27区	第28区	第29区	第30区
江戸川区 第14区に属しない区域	葛飾区	武蔵野市 小金井市 西東京市	小平市 国分寺市 国立市	八王子市 下柚木、下柚木2丁目、下柚木3丁目、上柚木、上柚木2丁目、上柚木3丁目、中山(519番地、523番地から526番地まで、819番地から830番地まで、842番地、875番地から878番地まで、880番地から1148番地まで、1156番地、1219番地及び1221番地を除く。)、越野、南陽台1丁目～3丁目、堀之内、堀之内2丁目、堀之内3丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鏈水(339番地から345番地まで、364番地から371番地まで及び396番地を除く。)、鏈水2丁目、南大沢1丁目～5丁目、松木、別所1丁目、別所2丁目 立川市 日野市	三鷹市 調布市 狛江市	町田市	八王子市 第21区に属しない区域	目黒区 大田区 第4区に属しない区域	中野区 杉並区 第8区に属しない区域	練馬区 第9区に属しない区域	荒川区 足立区 第13区に属しない区域	府中市 多摩市 稲城市

※第15区、第20区、第25区は選挙区の変更はありません。